

国民年金等、年金制度の改正について

送信枚数 本紙含み 3 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、平成24年8月10日に成立、22日に公布されました。実際に施行されるのは先の項目が多いですが、いくつか年金制度の大きな改正や、企業経営にとっても重要な改正がありますので、その中で主だった内容の項目を掲載いたします。

① 年金の受給資格期間が短縮されます

納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、現在25年以上加入して保険料を納めなければ年金がもらえない受給資格期間が、10年に短縮されます。対象となる年金は、老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金・寡婦年金、その他、これに準じる旧法老齢年金となります。

☑施行時期…平成27年10月から

② 短時間労働者に対する社会保険の適用が拡大されます

パート等の非正規労働者にも社会保険を適用するべく、加入対象者の範囲が拡大されます。

現行の適用基準

正社員の所定労働時間、及び所定労働日数の、おおむね3/4以上の労働者は、原則として社会保険に加入



改正後の適用基準

平成28年10月から

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上
(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上の者が対象
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員501人以上の企業が対象



左の基準について、3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる事が、併せて法律に明記されました。

③ 産休期間中の保険料免除制度が創設されます

次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した被保険者に対して、育児休業中と同様に保険料免除などの配慮措置が導入されます。 ☑施行時期…2年を超えない範囲で政令で定める日から

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

- ・産前産後休業期間(産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間)の厚生年金保険料を免除する。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定の特例】

- ・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定までの保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。(現在、育児休業終了後についても同様の措置あり)

【国民年金の被保険者に対する保険料免除措置の検討】

- ・国民年金の第1号被保険者に対する産前産後に係る国民年金保険料の免除措置を検討する。

④ 遺族基礎年金の支給範囲が拡大されます

現在、「子」または「子のある妻」にしか支給されない遺族基礎年金について、父子家庭にも支給を行うべく、「子のある夫」にも支給を行うよう改正されます。 施行時期…平成26年4月から

…その他の主な改正 施行時期…いずれも2年を超えない範囲で政令で定める日から

○ 繰り下げ支給の取扱いの見直し

70歳に達した後に繰り下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申し出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとされていることについて、繰り下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととされます。

○ 未支給年金の請求範囲の拡大

未支給年金(年金を受給している人が死亡した場合、本来その人に支払われるはずだった年金について、一定の遺族が自らの名で死んだ人に代わってその年金を請求する事が出来る制度)の請求範囲が、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)に拡大されます。

○ 国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し

国民年金保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡及が可能となっておりますが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようになります。

○ 付加保険料の納付期間の延長

付加保険料(本来の国民年金の保険料に、一定額の付加保険料(月額400円)を上乗せして納めることで、将来の年金額を増やすことができる制度)については、納期限日(翌月末日)までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものみなされますが、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで遡及して納付する事が出来るようになります。

国民年金法の改正による「後納制度」について

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年間から10年間に延長されます。

・将来受け取る年金額を増やしたい

・過去に未納期間があり、このままでは年金の受給資格がない

…という方は、期間内に過去の未納分を納めることで年金の額を増やしたり、受給資格を満たすことが出来るようになるかもしれません。ただし…

納付の際には、当時の保険料額にプラスして、加算額が付きます。

後納が可能な期間の内、最も古いものから順に納めることになります。

既に高齢基礎年金を受給している方は後納制度を利用できません。

…これらの注意点などがありますので、後納制度について十分確認の上、ご利用をご検討下さい。

ここに記載した以外にも改正点があります。その他の詳細については労務協会各担当者まで！